

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

附 属 資 料

企 業 庁

目 次

1	神奈川県営上水道条例 新旧対照表	----- 1
---	------------------	---------

1 神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）新旧対照表

新		旧																																			
<p>(給水目的の種類)</p> <p>第4条 給水目的の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>公衆浴場用</u> 公衆浴場(温泉、<u>蒸し風呂</u>その他の特殊な公衆浴場を除く。) <u>の用に供するもの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>		<p>(給水目的の種類)</p> <p>第4条 給水目的の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>浴場用</u> 公衆浴場(温泉、<u>むし風呂</u>その他の特殊な公衆浴場を除く。) <u>及びプール(学校の施設として設けられたものに限る。)</u>の用に供するもの</p> <p>(4)・(5) (略)</p>																																			
<p>(水道料金)</p> <p>第37条 水道料金は、<u>1か月</u>につき次の表により計算して得た額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第1号の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)との合計額とする。ただし、消費税が免除されることとなる給水に係る水道料金は、次の表により計算して得た額とする。</p>		<p>(水道料金)</p> <p>第37条 水道料金は、<u>1箇月</u>につき次の表により計算して得た額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第1号の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)との合計額とする。ただし、消費税が免除されることとなる給水に係る水道料金は、次の表により計算して得た額とする。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専用給水装置の給水目的の区分</th> <th rowspan="2">量水器の区分</th> <th colspan="2">料金の種別</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6">4立方</td> <td>4立方メートルを超え</td> <td rowspan="2">20円</td> </tr> <tr> <td>8立方メートル以下の分</td> </tr> <tr> <td>8立方メートルを超え</td> <td rowspan="2">153円</td> </tr> <tr> <td>15立方メートル以下の分</td> </tr> <tr> <td>15立方メートルを超え</td> <td rowspan="2">164円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートル以下の分</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え</td> <td rowspan="2">220円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートル以下の分</td> </tr> </tbody> </table>	専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	料金の種別		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)			4立方	4立方メートルを超え	20円	8立方メートル以下の分	8立方メートルを超え	153円	15立方メートル以下の分	15立方メートルを超え	164円	20立方メートル以下の分	20立方メートルを超え	220円	30立方メートル以下の分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専用給水装置の給水目的の区分</th> <th rowspan="2">料金種別</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8立方メートルを超え15立方メートル以下の分</td> <td>128円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家事用</td> <td rowspan="3">8立方メートル以下の分</td> <td rowspan="3">710円</td> <td>15立方メートルを超え20立方メートル以下の分</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートル以下の分</td> <td>172円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分</td> <td>237円</td> </tr> </tbody> </table>	専用給水装置の給水目的の区分	料金種別	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	128円	家事用	8立方メートル以下の分	710円	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	135円	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	172円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	237円
専用給水装置の給水目的の区分			量水器の区分	料金の種別																																	
	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)																																			
		4立方	4立方メートルを超え	20円																																	
			8立方メートル以下の分																																		
			8立方メートルを超え	153円																																	
			15立方メートル以下の分																																		
			15立方メートルを超え	164円																																	
			20立方メートル以下の分																																		
20立方メートルを超え	220円																																				
30立方メートル以下の分																																					
専用給水装置の給水目的の区分	料金種別	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)																																		
			8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	128円																																	
家事用	8立方メートル以下の分	710円	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	135円																																	
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	172円																																	
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	237円																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専用給水装置の給水目的の区分</th> <th rowspan="2">量水器の区分</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8立方メートルを超え15立方メートル以下の分</td> <td>128円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家事用</td> <td rowspan="3">8立方メートル以下の分</td> <td rowspan="3">710円</td> <td>15立方メートルを超え20立方メートル以下の分</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートル以下の分</td> <td>172円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分</td> <td>237円</td> </tr> </tbody> </table>	専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	128円	家事用	8立方メートル以下の分	710円	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	135円	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	172円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	237円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専用給水装置の給水目的の区分</th> <th rowspan="2">料金種別</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8立方メートルを超え15立方メートル以下の分</td> <td>128円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家事用</td> <td rowspan="3">8立方メートル以下の分</td> <td rowspan="3">710円</td> <td>15立方メートルを超え20立方メートル以下の分</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートル以下の分</td> <td>172円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分</td> <td>237円</td> </tr> </tbody> </table>	専用給水装置の給水目的の区分	料金種別	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	128円	家事用	8立方メートル以下の分	710円	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	135円	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	172円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	237円						
専用給水装置の給水目的の区分				量水器の区分	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)																															
	8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	128円																																			
家事用	8立方メートル以下の分	710円	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	135円																																	
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	172円																																	
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	237円																																	
専用給水装置の給水目的の区分	料金種別	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)																																		
			8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	128円																																	
家事用	8立方メートル以下の分	710円	15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	135円																																	
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	172円																																	
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	237円																																	

新			旧			
リ メ ー ト ル 以 下	メ ー ト ル 以 下 の 分	890円	30立方メ ー ト ル を 超 え	285 円	50立方メ ー ト ル を 超 え る 分	294 円
			50立方メ ー ト ル 以 下 の 分		8立方メ ー ト ル を 超 え 50立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	201 円
			50立方メ ー ト ル を 超 え	310 円	50立方メ ー ト ル を 超 え 100立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	221 円
			100立方メ ー ト ル 以 下 の 分		100立方メ ー ト ル を 超 え 300立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	338 円
			100立方メ ー ト ル を 超 え 300立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	366 円	100立方メ ー ト ル を 超 え 300立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	280 円
			300立方メ ー ト ル を 超 え 1,000 立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	463 円	8立方 メ ー ト ル 以 下 の 分	710円
			1,000立方メ ー ト ル を 超 え る に あ つ て は、 366 円)		300立方メ ー ト ル を 超 え 1,000 立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	337 円
			10立方メ ー ト ル を 超 え	153 円	1,000立方メ ー ト ル を 超 え	394 円
			15立方メ ー ト ル 以 下 の 分		10,000立方メ ー ト ル 以 下 の 分	436 円
			15立方メ ー ト ル を 超 え	164 円	10,000立方メ ー ト ル を 超 え る 分	
口 径 30ミ リ メ ー ト ル	10立方 メ ー ト ル 以 下 の 分	1,300円	20立方メ ー ト ル 以 下 の 分		8立方 メ ー ト ル 以 下 の 分	710円
			20立方メ ー ト ル を 超 え	220 円	8立方メ ー ト ル を 超 え る 分	57円
			30立方メ ー ト ル 以 下 の 分		8立方メ ー ト ル を 超 え る 分	589 円
			30立方メ ー ト	285 円	8立方メ ー ト ル 以 下 の 分	
					業務用	
					浴場用	
					一時用	

		新	旧
家事 用 業務 用 一時 用		ルを超え 円	
		50立方メートル以下の分	
		50立方メートルを超え 310	
		100立方メートル 円	
		ル以下の分	
		100立方メートルを超え300立 338	
		方メートル以 円	
		下の分	
		300立方メートルを超え1,000 366	
		立方メートル 円	
		以下の分	
			463
			円
			(家
	1,000立方メー 事用		
	トルを超えるにあ		
	分 つて		
	は、		
	366		
	円)		
口径 40ミ リメ ートル	30立方 メートル 以下 の分 6,000円	30立方メートルを超え 285	
		50立方メートル 円	
		ル以下の分	
		50立方メートルを超え 310	
		100立方メートル 円	
		ル以下の分	
		100立方メートルを超え300立 338	
		方メートル以 円	
		下の分	
		300立方メートルを超え1,000 366	
		立方メートル 円	
		以下の分	
			463
			円
	1,000立方メー (家		

新			旧		
			トルを超える事用 分 にあ つて は、 366 円)		
口径 50ミ リメ ートル	50立方 メートル 以下 の分	11,500 円	50立方メート ルを超え100立 310 方メートル以 円 下の分		
			100立方メート ルを超え300立 338 方メートル以 円 下の分		
			300立方メート ルを超え1,000 366 立方メートル 円 以下の分		
			463 円 (家 1,000立方メー事用 トルを超えるにあ 分 つて は、 366 円)		
口径 75ミ リメ ートル	100立 方メー トル以 下の分	27,010 円	100立方メート ルを超え300立 338 方メートル以 円 下の分		
			300立方メート ルを超え1,000 366 立方メートル 円 以下の分		
			463 円 (家 1,000立方メー事用 トルを超えるにあ 分 つて は、 366 円)		

新			旧
			円)
		150立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338 円
		300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366 円
口径 100 ミリ メートル	150立方メートル以下の分	45,030 円	463 円 (家事用 1,000立方メートルを超えるにあ つて は、 366 円)
		350立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366 円
口径 150 ミリ メートル	350立方メートル以下の分	119,100 円	463 円 (家事用 1,000立方メートルを超えるにあ つて は、 366 円)
		500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366 円
口径 200 ミリ メートル	500立方メートル以下の分	195,460 円	463 円 (家事用 1,000立方メートルを超えるにあ つて は、 366 円)

新				旧			
			円)				
			800立方メート ルを超え1,000 立方メートル 以下の分				
	口径					463	
	250	800立				円	
	ミリ	方メー	315,640			(家	
	メー	トル以				1,000立方メー	事用
	トル	下の分				トルを超える	にあ
						分	つて
						は、	
						366	
						円)	
						463	
	口径	1,200				円	
	300	立方メ				(家	
	ミリ	ートル	489,000			1,200立方メー	事用
	メー	以下の				トルを超える	にあ
	トル	分				分	つて
						は、	
						366	
						円)	
	口径					4立方メート	
	300	4立方				ルを超え8立	
	ミリ	メート	890円			方メートル以	20円
	メー	ル以下				下の分	
	トル	の分				8立方メート	
	以下					ルを超える分	57円
2	(略)			2	(略)		
	(水道料金の特例)				(水道料金の特例)		
	第39条 第37条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の基本料金は、同項に定める基本料金の額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。				第39条 第37条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の基本料金は、同項に定める基本料金の額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。		
	(1) 使用期間が15日以下で使用水量が基本水量(第37条第1項に定める各基本料金に係る使用水量の最大値をいう。以下同じ。)の2分の1以下のとき。 0.5				(1) 使用期間が15日以下で使用水量が4立方メートル以下のとき。 0.5		
	(2) 量水器の点検を隔月に行う場合において、使用期間が1か月を超え45日以下で使用水量が基本水量の2分の3以下のとき。 1.5				(2) 量水器の点検を隔月に行なう場合において、使用期間が1箇月をこえ45日以下で使用水量が12立方メートル以下のとき。 1.5		

新	旧
<p>(3) 量水器の点検を隔月に行う場合において、使用期間が45日を<u>超える</u>とき又は使用期間が<u>1か月</u>を超え45日以下で使用水量が<u>基本水量の2分の3</u>を超えるとき。 2</p> <p>(水道料金算出基準の変更)</p> <p>第43条 水道料金の算出基準となる月の途中において給水目的の種類又は量水器の口径の変更があつたときの水道料金は、その使用日数の多い料率により徴収する。この場合、使用日数が等しいときは、<u>新しい</u>料率により徴収する。</p>	<p>(3) 量水器の点検を隔月に行なう場合において、使用期間が45日を<u>こえる</u>とき又は使用期間が<u>1箇月</u>をこえ45日以下で使用水量が<u>12立方メートル</u>をこえるとき。 2</p> <p>(水道料金算出基準の変更)</p> <p>第43条 水道料金の算出基準となる月の途中において給水目的の種類_____の変更があつたときの水道料金は、その使用日数の多い料率により徴収する。この場合、使用日数が等しいときは、<u>新らしい</u>料率により徴収する。</p>